

## 野田市農業委員会総会会議録（第2回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和8年2月9日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりです。

〈農業委員〉

1番	川 辺 茂	2番	山 田 賢 一
3番	筑 井 正	4番	齊 藤 和 夫
5番	石 塚 正 夫	6番	遠 藤 一 浩
7番	吉 岡 清 美	8番	荒 木 大 輔
9番	染 谷 美佐男	10番	宇佐美 稔 久
11番	後 藤 和 久	12番	鳩 貝 直 子
13番	藤 井 愛 子		

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について  
報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について  
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について  
報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小島 信明
局長補佐	宮本 武志
農地農政係長	初見 利津子
主事	上田 和充

**議長** ただいまから令和8年第2回野田市農業委員会総会を開会します。

事務局より報告がありましたが、野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

本日は推進委員の方にも出席していただいておりますので、審議につきましても推進委員の方にも発言していただき、忌憚のない意見をお願いします。

続いて、議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

6番 遠藤 一浩 委員

7番 吉岡 清美 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第4号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

**事務局** 議案第1号 申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。申請地は、地目山林現況畑59平方メートルとなっております。権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模縮小のため。

譲受人は農業経営の規模拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。以上です。

**議長** 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

**宇佐見委員** 今月は1班が担当で、2月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号 申請番号1番、2番、議案第3号申請番号1番、2番、4番、5番については吉岡委員が、議案第1号 申請番号3番から7番、議案第2号 申請番号1番、議案第3号 申請番号3番、6番から10番については筑井委員が報告します。

それでは、議案第1号 申請番号1番について吉岡委員をお願いします。

**吉岡委員** 申請地は地目山林現況畑1筆で、耕作されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆 合計304平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

**議長** 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**吉岡委員** 申請番号2番について報告します。

申請地は畑1筆で作付けされている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆795平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

**議長** 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**筑井委員** 申請番号3番について報告します。

申請地は田1筆で保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号4番から7番については関連する案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号4番から7番についてご説明いたします。

1ページから5ページにまたがっております。

申請地は、畑75筆 合計49,720平方メートルとなっております。

権利の内容は区分地上権設定です。

申請理由につきましては、営農型太陽光発電のためとなり、当初の許可日が令和2年6月、その後、一回目の更新が令和5年6月となっており、今回は二回目となります。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

ここで、地上権と区分地上権について説明実施。

**議長** 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**筑井委員** 申請番号4番から7番について報告します。

今回は事務局からお話のあったとおり区分地上権の設定となりますが、申請地は畑75筆で営農型太陽光が設置された下の部分を耕作することとなり、現状では保全管理されている状態でした。

期間については、この後、議案第3号の5条許可申請のほうで、検討したいと考えています。

その他、提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断しました。

なお、申請者につきましては今回呼びしておりますので、議案第3号の5条許可申請の際に直接お話を伺いたいと思います。

以上です。

**議長** ただいま議案第1号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—  
質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。  
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—  
全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。  
次に移ります。

**議長** 議案第2号「農地法第4条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。  
申請番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号 申請番号1番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。  
申請地は、畑1筆664平方メートルの内19.82平方メートルとなっております。  
転用の目的は進入路用地です。  
以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**筑井委員** 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく雨水については敷地内浸透となります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲の農地は自身の土地であり、進入路として利用するため転圧するだけの計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号 申請番号1番の説明をする前に、13ページ議案第3号申請番号10番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、現状を転圧する程度で利用するため残高証明等はありません。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま議案第2号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第3号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号 申請番号1番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆 262平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による住宅用地です。

都市計画課によると、線引き前からその土地が相続によって代々所有されている土地で、既存

集落における50戸連単に該当するとのことです。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**吉岡委員** 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地は保全管理されている農地でした。

給排水関係は、新設で給水を取り込み、汚水・雑排水については浄化槽にて処理し、処理水はU字溝へ排水、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をブロック塀で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、融資証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑5筆 合計2,388平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**吉岡委員** 申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、単管パイプで周囲を囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆 合計1,744平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**筑井委員** 申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地は作付けされている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプとロープで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号4番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆 合計677平方メートルとなっております。

転用の目的は賃貸借権設定による資材置場及び車両置場用地です。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**吉岡委員** 申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地は耕作されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土堀もしくは波板で周囲を囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑9筆 合計3,839平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**吉岡委員** 申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を縁石で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号6番から9番については関連する案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号6番から9番についてご説明いたします。

9ページから13ページにまたがっております。

申請地は、畑75筆 合計49,720平方メートルの内、足場だけの面積となるため、12.3平方メートルとなっております。

転用の目的は賃借権設定による太陽光発電施設用地となりますが、議案第1号でもお伝えしましたが、当初は令和2年6月26日に許可され、一回目の更新が令和5年6月30日で、今回2回目の更新となります。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**筑井委員** 申請番号6番から9番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると判断されますが、例外規定による営農型太陽光発電の設置となります。

当該地の現況は太陽光発電が設置されておりますが、その下の農地は保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、営農型太陽光発電のため耕作できるよう周囲は囲われておりません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、問題ないと判断しますが、一時転用許可の期間が10年ということもあり、それも含めて皆さんと一緒に申請者から事業計画について、説明を受けたうえで審議するという判断をしました。

以上です。

**議長** 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

**議長** それでは自己紹介をしていただいてから、事業計画等の説明をお願いします。

—申請人説明—

**申請人** 会社の概要説明と現状の課題から今後の取り組みについて説明。

**議長** 何かご質問ありますか。

—質問・答弁—

**川辺委員** 除草への取り組みについて質問。

**申請人** 除草への対応について説明。

**後藤委員** 周辺農家からの「声（苦情）・要望」を報告。

申請人 真摯に前向きに取り組んでいくことを説明。

宇佐美委員 どのくらいの規模、作付けしているのか質問。

申請人 直近の作付け～収穫状況を説明。

張替委員 会社名が複数に分かれていることについての理由を質問。

申請人 複数の会社を立ち上げている理由を説明。

議長 先ほどもありましたが、雑草の件につきましては、気をつけて取り組んでいって欲しいと思います。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

議長 それでは、10年の期間については最後の審議でもう一度皆さんにお伺いすることとしますので、次に進みます。

農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 今回は営農型太陽光発電の2回目の更新となりますが、撤去費用の資金計画だけは必要となることから、残高証明書が添付されております。

土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号10番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号10番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆 合計1,948平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸し車両置場用地です。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**筑井委員** 申請番号 10 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、隣地の境界から 1m 後退し、土堀と波板で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま議案第 3 号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

先ほどの申請番号 6 番から 9 番につきましては、一時転用許可の期間が 10 年で提出されておりますが、ご意見のある方は挙手をお願いします。

—質問・答弁—

他に質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

**後藤委員** 前回の申請内容から現状を踏まえて、今回も丁寧なサポートが必要と提案。

**筑井委員** 農業委員会として何を基準に判断し、何を回答するのかを質問。

**事務局** 地上権についての説明と、営農計画に対する現状から、管理期限について提案。

**議長** 地域の状況を踏まえ、前回の農業委員会の審議で決定した期間と同等を提案。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます

これより議案第3号すべての案件になりますが申請番号1番から10番について、採決します。  
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第4号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

14ページをご覧ください。

野田市長より令和8年1月20日付けで、令和7年度第11次農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出において、同条第3項の規定により農業委員会の決定を求められています。

15ページをご覧ください。

一括分ですが、5年から10年の設定期間で畑6筆11,563平方メートルとなっております。

以上です。

**議長** ただいま議案第4号の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

**後藤委員** 今回出てきた案件はいつ、農政課に申請が上がってきたのですか。

**農政課** 昨年12月です。

**議長** これより議案第4号について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

**議長** 報告事項に移ります。

「報告第1号から第5号」について、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 報告第1号から第3号についてご説明いたします。

報告事項の1ページから3ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の権利移動の届出は、9件受理しております。

次に4ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、3件受理しております。

次に5ページから9ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、16件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に10ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条の規定による合意解約については、2件提出がありました。

次に11ページをご覧ください。

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約については、4件提出がありました。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

**議長** 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後 2時45分)